

第 2 回検討会議事録

件名	税制全体のグリーン化推進検討会（第 2 回）		
日時	2013 年 10 月 28 日（月）13:30～15:30	場所	経済産業省別館 312 号室
	出席者（委員）	出席者（その他）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神野座長 ・ 大塚委員 ・ 栗山委員 ・ 中里委員 ・ 横山委員 ・ 吉村委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清水総合環境政策局長 ・ 鎌形大臣官房審議官 ・ 上田総務課長 ・ 大熊環境経済課長 ・ 岡崎環境経済課課長補佐 ・ 環境経済課 ・ 自然環境局（オブザーバー） ・ 水・大気環境局（オブザーバー） ・ 地球環境局（オブザーバー） ・ みずほ情報総研（事務局） 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第 ・ 資料 1 平成 26 年度環境省関係税制改正要望の概要 ・ 資料 2 平成 26 年度環境省関係税制改正(投資減税関連等)について ・ 資料 3 エネルギー課税及び車体課税のグリーン化に関する状況等 ・ 資料 4 税制全体のグリーン化に向けた状況 		
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 26 年度環境省関係税制改正要望について 2. エネルギー課税及び車体課税のグリーン化について 3. 税制全体のグリーン化に向けた状況について 4. その他 		

◆開会

事務局

: 定刻となりましたので、只今から第2回税制全体のグリーン化推進検討会を開会いたします。委員の先生方におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、植田委員、諸富委員は、本日所用のため御欠席でございます。

まず、議事に入ります前に、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。議事次第以外に、資料1として「平成26年度環境省関係税制改正要望の概要」、資料2として「平成26年度環境省関係税制改正(投資減税関連等)について」、資料3として「エネルギー課税及び車体課税のグリーン化に関する状況等」、資料4として「税制全体のグリーン化に向けた状況」を用意させていただきました。資料の不足や落丁等がございましたら、お手数ですが事務局までお申し付けください。

また、マイクの使い方ですが、お話なさる際にはスイッチを入れていただき、お話が終わりましたら、スイッチを消していただきますよう、よろしくお願いいたします。

マスコミ関係の方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきます。撮影関係者の方は御退室願います。

それでは、以後の進行については、神野座長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◆議題1「平成26年度環境省関係税制改正要望について」

神野座長

: それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様方にはお忙しいところご参集いただき、深く御礼申し上げます。

本日は大きく3つの議題を用意しております。環境省の税制改正要望の動き、エネルギー課税や車体課税のグリーン化の状況、その他の環境関連税制の国内外の状況等について、前回の検討会で委員の皆様からいただいた御意見や御議論を踏まえ、環境省及び事務局からご報告いただき、それを踏まえた上で、委員の皆様にご議論いただければと思います。

それではまず、議題(1)の「環境省関係税制改正要望について」、環境省より説明を頂戴します。

環境省

: 【資料1、資料2に基づき説明】(省略)。

神野座長

: ありがとうございました。平成26年度の環境省の税制改正要望事項について御説明いただきました。あわせて税制改正要望事項のうち前倒しで議論された投資減税の部分についても御説明いただきました。地球温暖化対策税や車体課税の部分についてはこれからになりますので、コメント含めて御意見を頂戴し、税制改正に向けたアドバイスを頂戴できればと思います。御意見・御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

栗山委員

: 非常に重要な案件が網羅されており、優れた内容と思いますが、はじめに「公

平で効率的な税制全体のグリーン化の推進」、「低炭素、循環型、自然共生など幅広い」と書かれておりますが、個別でみると、自然共生に関わる部分が入っていないようですが、これについてどのようにお考えでしょうか。

大熊課長 : 自然共生については、全体的な考え方としては重要な分野と考え、冒頭の柱書きに書かせていただいておりますが、残念ながら、個別に柱として掲げる事項、あるいは個別の優遇措置について、今年度は具体的な要望事項が延長・新規含めてございませんでした。鳥獣被害対策については昨年度要望し、延長が認められましたので、今年度は要望しておりません。来年度以降も、引き続き、具体的な要望事項を考えていきたいと思っております。

栗山委員 : 了解しましたが、自然共生も重要な問題であることは間違いありませんので、来年度以降も引き続き、ご検討いただければと思います。

神野座長 : 自然共生については、税制の作用として仕込むのが難しいと思います。政策としては思いつくと思うのですが、税制で仕込む場合には、この検討会でも何かアイデアを出すなどしないと中々難しい分野であることは間違いのないと思います。他いかがですか。

大塚委員 : 地球温暖化対策税の引き上げの問題が出てくると思うのですが、引き上げたときの税率も諸外国に比べて非常に低いので、助成とともに対策を講じていくべきと思います。温暖化対策のためには引き上げは是非とも必要ということ、意見を申し上げておきたい。

神野座長 : 意見として受け止めていただければと思います。

大熊課長 : 頑張って参りたいと思っております。

◆議題2「エネルギー課税及び車体課税のグリーン化について」

神野座長 : 次の議題に入りたいと思っております。議題(2)の「エネルギー課税及び車体課税のグリーン化」について、事務局及び環境省より説明を頂戴します。

事務局 : 【資料3(1~14頁)に基づき説明】(省略)。

大熊課長 : 【資料3(15・16頁)に基づき説明】(省略)。

神野座長 : どうもありがとうございました。それでは、事務局及び環境省から御説明いただいたエネルギー課税、車体課税のグリーン化について、何かアドバイスをいただければと思います。栗山委員どうぞ。

栗山委員 : 資料3の10ページですが、データに基づいて制度変化がどのような影響を及ぼすのか示した上で制度設計を考えることはとても大事だと思うのですが、どのようなモデルを用いて推計したのでしょうか。税制変更に伴う消費者のエコカー・非エコカーの選択行動を、きちんとモデル化して分析しないと、このような予測はできないと思います。この点を確認させていただきたいと思っております。

神野座長 : 事務局いかがですか。

事務局 : 御指摘のとおり、現実には様々な観点から自動車選択が行われております。

そこまで多面的な分析には至っていないのですが、車体価格や税金を中心に、エコカー選択の有無は価格差に対応する一定の確率分布のもとで決定されると想定し、ロジット関数に当てはめて現状の新車販売比率を再現するところから始めております。それをベースとしまして、将来税制が変化したときの費用の変化を与え、構成の変化を推計しております。消費者の価値観が変わるところまでは反映できておりません。

栗山委員 : 金銭面での変化による代替効果については分かるのですが、その他の様々な要因も含めて見ないと予測は難しいと思います。多分、集計データを用いて分析したと思うのですが、米国で行われているような非集計データ、マイクロデータ、個々の消費者データを用いた分析についても今後をご検討いただければと思います。

事務局 : 参考にさせていただきます。

神野座長 : いかがでしょうか。横山委員。

横山委員 : 栗山委員の意見にも関連しますが、9 ページで、消費税増税や取得税減税が起こったときに、エコカー比率が変化することについて、前提なりモデルなりの説明が必要と思います。それを踏まえ、10 ページで CO₂ 増加が見込まれることはある程度分かるのですが、9 ページがブラックボックスになっており、よく分からないという心配があります。

神野座長 : 事務局いかがでしょうか。

事務局 : 9 ページのグラフと 10 ページのグラフは同じもので、10 ページで説明したものを 9 ページで先取りさせていただいております。

計算ロジックについて補足させていただきますと、現実には、1 円でもエコカーが安いと必ず選ぶという訳でなく、価格優位であればあるほど、より多くの人エコカーを選択している状況です。この状況を踏まえ、現状のエコカー選択行動をロジット関数を用いて再現しました。このカーブを、今後、取得税引下げが行われ、非エコカーを選択するインセンティブが高まる状況に対しても当てはめ、将来のエコカー比率を推計しました。

神野座長 : よろしいでしょうか。

横山委員 : いくつかの前提を置いて試算をしていることを、どこかに書いておいた方がいいと思います。非エコカーシフトによって CO₂ の排出量の増加が見込まれることについては分かりますが、エコカー比率が、現在の 80% から将来 66% に変わるということ、どのような前提を置いて計算したのか、分かるような形で、前提を明確にしておいた方がいいと思います。栗山委員がおっしゃるように、歯止め効果というのがあり、人々の選好がエコカーに向いているのに価格だけで戻ること、という話もありますので、そういう点をどう考えているのかどうか、前提を明確にしておいた方がよいと思います。

神野座長 : 他いかがですか。大塚委員どうぞ。

大塚委員 : 15 ページと 16 ページについて、2 点ほど気がついたことを申し上げておきたいのですが、以前、地球環境関係の検討会で発言したことがあるのですが、

日本では、米国の CAFE のように、メーカーに対して目標を設定して、目標を達成しない場合にメーカーにペナルティを課すことについて、議論が進んでいない状況と思います。今回、自動車取得税を廃止する方向でお決めになられておりますので、それに従って考えていくほかはないのですが、15 ページ・16 ページでは、それしかお考えになっていないように見受けられますが、欧米と異なり、日本では措置が入っていない状況ですので、全体像との関係で議論する必要があるという点については、どこかで打ち出していただいた方が良くと思います。

2 点目は、エコカー減税についてどう捉えるかですが、環境の観点から見る人とそうでない人でずれがあるような気がしております。エコカー減税を維持していくべきということに私も賛成ですが、必ずしも環境を重視していない人たちのエコカー減税は一次的、恒久的でないとの考えに、どのように対処していくか、考えないといけないと思います。

- 神野座長 : ありがとうございます。環境省いかがですか。
- 大熊課長 : 参考にさせていただきます。
- 大塚委員 : 2 点目はいかがですか。エコカー減税は環境負荷の観点から維持していくべきとお考えと思うのですが、暫定的なものを受け取られていることに対してどのように対処していくか、考えないといけないと思うのですが。
- 大熊課長 : ありがとうございます。御指摘の点は、今後議論になってくる可能性もありますが、現時点でこれについて、詰めた議論を内部あるいは関係機関としている訳ではございません。環境政策という立場からは、基本的にはエコカー減税は時限的な措置であります。エコカーの普及が政策上必要である限りにおいては、従来の延長線上であれば、引き続き延長を求めていくべきものと考えておりますので、インセンティブを失われないような設計にさせていただくのが第一点です。今後、税制を見直す際、どのように組み込むかについては、従来の租特、今後どうかという観点だけでなく、税制大綱にもございますように、さらに全体としてグリーン化を進めていくとの文脈の中で考えていく必要があると、現時点では考えております。いずれにしても、本日の議論を踏まえ、これから基本的な考え方について関係機関とよく議論していきたい。
- 神野座長 : 大塚委員の御指摘は、「課税標準とすべき環境性能」とあるので、租特によらず、本則できちんと課税標準を規定して、ということでしょうか。
- 大塚委員 : PM と NOx の問題があるので、そう言いきれないのですが、どちらかというとそのような方向がいいように思います。
- 上田総務課長 : 御指摘の点ですが、資料 1 の最後の見開きに「車体課税の一層のグリーン化を推進する」という姿勢が示されております。また、資料 3 の 7 ページの自民党税調の大綱に「エコカー減税制度の基本構造を恒久化する」と書かれておりますので、総論部分を再掲するような形で再度整理したいと思っております。
- 横山委員 : 神野先生がおっしゃった点は重要で、自動車取得税の廃止をネガティブに考

えるのではなく、自動車税の体系の中にきちんと制度として組み込んでいくことが大事だと思います。現時点では、資料1の書き方で問題ないと思っておりますが、総務省の検討会で言えば案C・案3、取得税を廃止しながらも自動車税の中に環境性能を盛り込んでいくのかについて、取得税を廃止しても同じように取得税が入っているのではないかという意見に対して違うと言えるのか、環境性能に応じた自動車税という議論をきちんとできるか、という点が重要であると個人的には思います。

また、そうしたときに、税制改正大綱で与党が考えていることも、(ロ)で御指摘があった通りグリーン化機能が盛り込まれておりますので、私自身は心配しておりませんが、今後、自動車税そのものを、諸外国の動きも見ながら、どのようにグリーン化していくのか。本則の課税ベースにグリーン化の要素を組み込むことと同時に、技術革新を促すよう、課税標準を少しずつ厳しくしていくような仕組みをどのように入れていくのが、重要になってくると思います。私自身は基本的な考え方としては、租特よりも本則にグリーン化の機能を組み込むことに意義があることを強調すべきと思っております。ただ、あまりにも固定化しすぎて、インセンティブの部分が弱くなることのないよう、設計について、考えていくべきだと思います。

- 神野座長 : ありがとうございます。中里先生いかがですか。
- 中里委員 : 本当に重要な問題だと思いますが、インセンティブ目的で、本則に入れるということが、どこまで可能なのかについて本質的な議論が必要だと思います。私は個人的には賛成ですが、本則にもかかわらずインセンティブという点について、異論は出ると思いますので、慎重な理論武装をしていただきたいと思います。
- 神野座長 : 保有税としての初年度のあり方を変えるときには、本則で行わずに租特で行うべきだという租税法の先生もいらっしゃる。また、英国では見直していくことが盛り込まれているようですが、法律上の扱いやその他の例など、何かご存知ですか。
- 吉村委員 : 以前調べたことがあるのですが、たしか英国では、何年か後にレビューし、見直していたと思います。ドイツも一定期間後に見直すことが定められ、将来税収が減らないよう税制中立であったように思います。
- 私のコメントですが、資料3の15ページ・16ページの素案で示されていたエコカー減税の考え方と、環境性能に応じた課税を恒久化することの関係がどうようにあるか、仕分けが必要だと思います。英国のように保有税だけにして、初年度引き下げるというのも、政策的には手段として十分有効であろうと思います。
- 神野座長 : ありがとうございます、中里委員。
- 中里委員 : 吉村委員が整理して下さいましたが、片方でエコカー減税といい、片方で環境負荷に応じた課税という。この二つのバランスを、理屈だけの話ではありますが、上手く説明する必要があると思います。

- 神野座長 : 環境省何かコメントはありますか。
- 大熊課長 : 非常に本質的かつ重要な点を御指摘いただきましたので、きちんと整理し、今後関係省庁と議論していきたいと考えております。今エコカー減税で発揮されている効果を維持あるいは強化する際に、本則税率の考え方をどうするか、また、NOx、PMなども含めて併存させるときにどのように整理するか等について御指摘いただいたと思います。時間軸の違い、あるいは、車種ごとに、あるいは、全体を通じて一貫した率で掛けるべきなのかについても含め、今後整理していきたいと思っております。
- 神野座長 : 大塚委員どうぞ。
- 大塚委員 : 先ほど申し上げた点に関係しますが、個人的な意見としては、課税標準にCO₂を入れるなら、CO₂に基づくエコカー減税は無理になると思うのですが、エコカー減税をNOx、PMの観点でみることはあり得ると思います。ただ、NOx、PMを課税標準にすることは難しいと思います。
- 神野座長 : 吉村委員どうぞ。
- 吉村委員 : 私の理解では、海外では制度改正前のものは、そのまま従前の税率表が使われると思いますが、市場に出回っている車には環境に応じた課税をしないと思うのですが、日本の場合、税率表自体が変わるということで、既に市場に出回っている車に対して退場を迫るといった効果があると思います。
- 大塚委員 : 日本の場合、中古車も同じ扱いだと思います。他方、英国やドイツでは中古車は対象にしていらないようですが、それでよいかどうか、必ずしもよく分かりません。
- 神野座長 : よろしいでしょうか。
- 大熊課長 : 御意見を誠にありがとうございました。最初に申し上げました通り、税制ということで関係機関も多岐に渡り、政治も含めて調整していかなければなりません。考慮すべき点、配慮すべき点について多くの御意見を頂戴しましたが、基本的な考え方について、「これは違う」というものはなかったように思いますので、本日お示しした案をベースに、今後、関係機関と調整して前進していきたいと考えております。
- 神野座長 : ありがとうございました。ほかにございませぬか。それでは、議論(2)をひとまず終えさせていただきます。

◆議題3「税制全体のグリーン化に向けた状況について」

- 神野座長 : それでは、議題(3)の「税制全体のグリーン化に向けた状況について」、事務局より説明を頂戴します。
- 事務局 : 【資料4に基づき説明】(省略)。
- 神野座長 : どうもありがとうございました。それでは、只今ご説明いただいた資料4について、御意見・御質問のある方は、御発言をお願いいたします。先ほどの議題(1)、議題(2)に関するご発言でも構いませんので、幅広く御意見

を頂戴できればと考えております。

大塚委員 : 一点目は、16 ページのアイランドのレジ袋税ですが、今日本でも容器包装リサイクル法の見直しを行っており重要だと思うのですが、アイランドでは、製造の段階でまとめて製造時でとるのではなく、消費者の最終段階でとっているようですが、どのように運用しているのか、状況を教えていただければと思います。

二点目は、7 ページのドイツの運輸業界についてですが、排出量取引との関係で、炭素税を 2004 年以降凍結しているとのことですが、営業用の自動車だけ凍結しているのでしょうか。

神野座長 : 分かる範囲内で教えていただければと思います。

事務局 : 消費者段階に税が課税され、小売業で税が集められているところまでは理解しているのですが、もう少し掘り下げて調べさせていただきたいと思います。ドイツについても今後検討させていただきたいと思います。

神野座長 : ドイツについては、諸富委員が詳しいかもしれませんが、たしか、ドイツでは、貨物輸送に何かを課して鉄道を使うよう促す政策を講じている気がします。レジ袋税については、デポジットなどで工夫した制度を整備しているような気がします。

横山委員 : 冒頭に栗山委員から自然共生について質問がありましたが、これをどう考えていくのか。税制全体のグリーン化でできること、財政全体のグリーン化でできること、さらには財政を含む経済政策全体でできること、があると思います。ここでは、税制でできる範囲で議論するという話だったと思いますが、固定資産税の絡みで申し上げますと、ミネソタの例もありますが、環境に悪い、市場価値が下がることに対して税を課す「グリーンフィールド」をどう考えるのか。緑地、農地、森林など、環境に良いものを良くすると税が重くなる一方、環境に悪い方向になると市場価値が下がり、税の支払額が下がることをどう考えるのか。税の枠組みではなく、歳出側の活動で考えるのか。今答えがある訳ではないのですが、検討していく必要があると思います。

もう一点は、水の価値や水質そのものを浄化していくような取り組みが今後重要になっていくと思いますが、日本全体の水資源の価値を高めていくような取り組みをどう考えていくべきか。水資源、森林、土地等の自然資本をどのように維持していくべきかなどの、大きな方向性についての議論も必要ではないかと思います。以前申し上げたコンパクトシティの話や、限界集落、あるいは少子高齢化社会における持続可能性などについても、自然共生という観点を踏まえ、どこかで念頭において入れておいた方がよいと思います。

神野座長 : ありがとうございます。我々は今まで再生不能資源の問題に関わっていたのですが、今後は再生可能資源の自己再生力を政策的にどう担保していくのか、税でどこまでできるのかを含めて、考えざるを得ない時期に来ているのは間違いないことと思います。

清水局長 : まさに横山先生がおっしゃったように、歳出あるいは環境政策・経済政策の

方向性も踏まえ、総合的な政策の観点から実現策を検討していきたいと思っております。固定資産税の価値について、大変示唆に富んだお話を伺いましたので、勉強してみたいと思います。どうもありがとうございました。

神野座長 : いかがでしょうか、吉村委員。

吉村委員 : ドイツの炭素税の経験について紹介していただいたところですが、財政全体のグリーン化として、法人税改革が進められたという経験もありますので、具体的にその後、財政にとってどのような影響が出たのか、財政全体の中でどのように位置づけられているのかを、示していただけるとありがたいです。

神野座長 : レポートなど出ていますか。

吉村委員 : すぐに思いつくものはありません。

神野座長 : 諸富委員の知恵も借りながら、集めていただければと思います。他いかがですか。

栗山委員 : 自然共生について、税制でできることには限界があるとお話ですが、この検討会は税制に関する検討会ですので、できないものはできないでよいと思うのですが、その代わり、自然共生は税制でカバーできない部分もあると思いますので、財政など他の手段でカバーすることについて、考えていただければと思います。それから、温暖化の場合、CO₂という目に見えて分かる指標があるのですが、生物多様性についてはありません。絶滅リスクなどをきちんと評価できるようになれば課税できますが、現在は評価できない状況ですので、将来できるようにするために、研究活動を推奨していただければと思います。

◆議題4「その他」・散会

神野座長 : それでは、御意見がないようでしたら、時間は早めでございますが、本検討会を終了にさせていただきたいと思っております。最後までご熱心に、また、建設的な御意見を頂戴したことに感謝申し上げます。

事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局 : 本日は熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえ、次回開催に向け、事務局にて今後準備を進めさせていただきます。委員の先生方には、個別に御連絡させていただくこともあろうと思いますが、ご理解・ご協力のほどを何卒よろしくお願いいたします。また、次回検討会につきましては、座長ともご相談の上、別途、御連絡させていただきます。

神野座長 : それでは、以上をもちまして、本検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上